

『明史』に見る中国の異民族認識と対外関係

大隅晶子

はじめに

近代以前の世界の歴史には、各々独立した複数の小世界が存在しており、「東アジア世界」もその一つであったとされる。この説は西嶋定生氏によって提唱されたものである。⁽¹⁾ 氏によれば、歴史的世界である東アジア世界は、中国文明の発生とその展開を基軸として形成されたものであり、中国の皇帝と周辺諸国の首長とが、中国国内の君臣関係を適用した君臣関係を結ぶことによって成立したものであった。西嶋氏はこの関係を冊封関係と呼び、漢代に成立したとする。この関係は唐代にいたるまで存続したが、唐の衰退とともに、東アジア世界は新たな関係に入り、明代にいたって冊封関係が再び強化されたとする。具体的には冊封は中国の皇帝から冊命（任命書）を受けて、王、侯などの爵位やその他の官号に封じられることを謂い、冊命書とともに印章を授与され、朝貢が義務付けられる。

一方、浜下武志氏は、前近代のアジア域内交易は、中国を中心とする朝貢貿易関係によって秩序づけられていると指摘する。⁽²⁾ 朝貢とは「諸侯や属国などが、天子に来朝して貢物を上すこと」の意であるが、明代は民間の対外交渉を認めず、中国との貿易は朝貢に対する回賜という形⁽³⁾で行われたため朝貢貿易と呼ばれる。

『明史』本紀には皇帝の事跡とともに、その年に朝貢に来朝した国名が記されており、その数は87カ国にのぼる。筆者は本紀記載の朝貢国を表に纏めて〈『明史』本紀記載明代朝貢年表〉（以下『年表』と呼ぶ）として、本紀要5号に掲載した。⁽⁴⁾ 朝貢は本来中国の皇帝と君臣関係にある諸侯や属国などの王が天子に来朝してみつぎものをする意であるが、『明史』本紀に記載される朝貢国は、中国と冊封関係を結んでいないものも含んでいる。『明史』には本紀の他にも、外国について記す列伝の部分がある。列伝は主として皇后以下皇帝の親族や、臣下の伝記を記載するものであるが、最終部分に土司列伝、外国列伝 西域列伝と中国と異民族との関係が述べられている。本稿は、本紀記載の朝貢国の動向を『年表』より考察し、次いで列伝記載のこれら異民族と本紀記載の朝貢国とを対照し、他の史料も勘案しながら、明代における対外認識や朝貢貿易の実態を考察しようとするものである。

1 本紀記載の朝貢国の動向

1-1

前述の「『明史』本紀記載民代朝貢年表」に記載される87カ国を地域別に表1に示す。

表1 地域別朝貢国入貢年数

地域	国名	朝貢年数	同定	出典	列伝記載	冊封
北アジア	瓦剌	28	モンゴル・オイラート部	明史	外9	有
東アジア	高麗（朝鮮）	262			外1	有
	琉球	164			外4	有
	日本	24			外3	有
	占城	74	チャンパ ベトナム中部		外5	有
東南アジア	安南	76	ベトナム北部		外2	有
	爪哇	40	ジャワ	謝方 東西洋考	外5	有
	勃泥	10	ボルネオ島 ブルネイ		外6	有
	三仏斎	6	スマトラ島パレンバン	謝方 東西洋考	外5	有
	暹羅	76	シャム（タイ）	同上	外5	有
	覧邦	1	スマトラ島ランポン	同上	外6	
	闍婆	1	ジャワ	向達 両種海道針経	外5	
	彭亨	4	マレイ半島東岸 パハン	同上	外6	
	須麻達那	1	スマトラ？	明史	外6	
	緬	1	ビルマ		雲南土司3	有
	蘇門答刺	19	スマトラ島西北部	謝方 東西洋考	外6	有
	滿刺加	26	マレイ半島マラッカ	向達 両種海道針経	外6	有
	日羅夏治	1	ジャワに近い	明史	外5	
	合貓里	1	フィリピン・プリアス島	謝方 東西洋考	外4	
	婆羅	2	ブルネイ	同上	外6	
	阿魯	5	亞路 スマトラ島アル	同上	外4	
	馮嘉施蘭	2	東洋中小国	明史	外6	
	呂宋	1	フィリピン・ルソン島	謝方 東西洋考	外4	
	南巫里	2	スマトラ島ランブリ	向達 両種海道針経	外7	
	南渤里	7	スマトラ島ランブリ	同上	外6	有
	古麻刺朗	3	東南海中小国	明史	外4	有
	蘇祿	3	フィリピン・スル海	向達 両種海道針経	外6	有
	刺撒	2	不明		外7	
	仏郎機	1	マラッカに近い・ポルトガル	明史	外6	
南アジア	西洋	1	不明		ナシ	
	瑣里	1	西洋瑣里に近い	明史	外6	
	碟里	1	パキスタン・シンドの傍	向達 鄭和航海図	外5	
	百花	1	チヨーラ	咸賓錄	外6	

地域	国名	朝貢年数	同定	出典	列伝記載	冊封
	刺泥	1	不明		外7	
	古里	8	インド・カリカット	向達 両種海道針経	外7	有
	小葛蘭	1	インド・キーロン	謝方 東西洋考	外7	
	榜葛剌	11	インド・ベンガル	向達 鄭和航海図	外7	有
	柯枝	6	インド・コチン	同上	外7	有
	急蘭丹	1	不明		外7	
	甘巴里	3	インド南端コモリン	向達 鄭和航海図	外7	
	錫蘭山	6	スリランカ	謝方 東西洋考	外7	
	溜山	3	スリランカ南 アンダマン	明史	外7	
	西洋蘇祿	1	不明		ナシ	
	千里達	1	不明		外7	
	白葛達	1	不明		外7	
	加異祿	3	不明	明史	外7	
西アジア	忽魯謨斯	5	アラビア・ホルムズ	向達 両種海道針経	外7	
	阿丹	5	アラビア・ホルムズアデン	同上	外7	
	沙哈魯	1	阿速の西海中	明史	外4	
	天方	16	アラビア・メッカ	明史	西4	
	祖法兒	2	アラビア・ズファール	向達 西洋番国志	外7	
	佐法兒	1	アラビア・ズファール	同上		
	魯迷	7	不明		西4	
アフリカ	麻林	2	ケニア・マリンディ	向達 鄭和航海図	外7	
	不哇刺	2	アフリカ・プラワ	向達 西洋番国志	外7	
	木骨都東	2	アフリカ・モガンディッシュ	向達 鄭和航海図	外7	
西域	烏斯藏	86	チベット	明史	西3	有
	阿難功德	1	チベット	同上	西3	
	畏兀兒	1	ウイグル	同上	ナシ	有
	朶甘	4	チベット	同上	西3	
	西番	2	チベット	同上	西2	
	撒馬兒罕	45	西トルキスタン・サマルカンド	周連寛 西域番国志	西4	
	哈梅里	2	甘肅に近い	明史	西2	
	別失八里	7	東トルキスタン・ビシュバリク	周連寛 西域番国志	西4	
	尼八刺	3	ネバール		西3	有
	火州	3	トルファンの東三十里	明史	西1	

地域	国名	朝貢年数	同定	出典	列伝記載	冊封
	于闐	3	東トルキスタン・ホータン		西 4	
	哈烈	6	現アフガニスタンのヘラート	周連寛『西域番国志』	西 4	
	哈密	72	東トルキスタン・ハミ		西 4	有
	俺都淮	1	ヘラートの東北アンドフーイ	周連寛『西域番国志』	西 4	
	失刺思	3	サマルカンドに近い	明史	西 4	
	土魯番	52	東トルキستان・トルファン		西 1	有
	亦思弗罕	2			西 4	
	八頭黑商	1	アフガニスタン・ファイザーバードの東北ホロブ	周連寛『西域番国志』	西 4	
	曲先衛	1	東トルキستان	明史	西 2	有
	罕東衛	1	東トルキستان	明史	西 2	有
	ト花児	1	西トルキستانのブハラ	周連寛『西域番国志』	西 4	
	亦力把里	10			ナシ	
分類不能	撒里	2			ナシ	
	打前炉	1			ナシ	
	満刺撒丁	1			ナシ	
	満都魯	1			ナシ	
	加思蘭	1			ナシ	
	火刺札	1			西 4	
	大西洋	1			ナシ	
	墨刺	1			ナシ	

凡例

- 1)列伝記載の欄の外1～7は外国伝1～7を指し、西1～4は西域伝の1～4を指し、雲南土司3は土司伝中の雲南土司3を指す。
- 2)表中出典の欄の明史は『明史』の表題国の列伝、東西洋考は『東西洋考』中華書局1981中の謝方氏の「地名今釈」、両種海道針経、鄭和航海図はともに向達校注『西洋番国志・鄭和航海図・両種海道針経』中華所局 2000のなかにある同名本の地名索引、西域番国志は周連寛校注『西域番国志』中華書局 1991中の注を指す。

この表を一見すると各国の朝貢回数に相当の隔たりがあることがわかる。87カ国をその朝貢回数の多寡により3つのグループに分けてその動向を考察していく。

○第1グループ 朝貢回数1回の国

276年間に朝貢回数が1回という国が87カ国中35カ国存在する。以下表に従って地域別に、本紀記載の朝貢年と列伝記載の朝貢内容を示すと以下のようになる。

地域／国名	本紀	列伝
東南アジア		
覧邦	洪武9年	洪武9年に遣使来貢 永楽・宣徳中は隣国に附して朝貢
闍婆	洪武11年	太祖の時両国（爪哇）並時入貢
須麻達那	洪武16年	洪武16年国王遣使来朝 或言須麻達那即蘇門答刺
緬（甸）	洪武27年	洪武27年緬中宣慰使司を置く 朝貢絶えず
日羅夏治	永楽3年	永楽3年に明の使臣に随行して朝貢
合貓里	永楽3年	永楽3年に爪哇の使臣に随行して朝貢
呂宋	永楽8年	洪武5年瑣里諸国とともに朝貢 永楽8年にも入貢
仏郎機	正徳15年	正徳13年遣使臣貢方物請封 始めてその名を知る
南アジア		
西洋	洪武3年	記載なし
瑣里	洪武5年	洪武5年遣使表朝貢
碟里	永楽3年	永楽3年使臣に附して朝貢
百花	洪武11年	洪武11年其王遣使奉金葉表
刺泥	永楽元年	永楽元年来貢方物
小葛蘭	永楽5年	永楽5年遣使附古里・蘇門答刺入貢
急蘭丹	永楽9年	永楽7年王遣使來貢
西洋蘇祿	永楽3年	記載なし
千里達	永楽16年	永楽16年遣使方物
白葛達	宣徳元年	宣徳元年遣其臣入貢
西アジア		
沙哈魯	永楽16年	永楽中遣77人來貢
佐法兒	宣徳8年	記載なし 祖法兒（永楽中に2回朝貢）と同じ
西域		
阿難功德	洪武7年	洪武7年王遣其講主來朝
畏兀兒	洪武7年	記載なし
俺都淮	永楽13年	自永楽8年至14年偕哈烈通貢
亦思弗罕	永楽17年	永楽17年偕隣国失刺貢 成化19年入貢
八頭黑商	永楽17年	永楽6年命内官諭以往來通商之意 12年陳誠使其国 17年遣使來貢 天順5年遣使來貢

曲先	宣德3年	洪武時酋長入貢 命設曲先衛 官其人為指揮
罕東	宣德5年	洪武30年酋遣使入貢 詔置罕東衛
ト花児	永樂20年	宣德7年命李達撫諭西域 ト花児亦與焉
火刺札	弘治5年	永樂14年遣使朝貢 弘治5年海道に由って貢諸物
分類不能		
打前炉	洪武16年	記載なし
満刺撒丁	洪熙元年	記載なし
滿都魯	成化13年	記載なし
加思蘭	成化13年	記載なし
大西洋	万曆28年	記載なし
墨刺	洪武23年	記載なし

以上本紀記載の朝貢年と列伝記載事項を併記したが、本紀の記載と列伝の記載が必ずしも一致していない。覧邦の洪武9年の入貢は本紀と列伝は一致しているが、列伝には永樂・宣徳にも隣国に附載して朝貢を行っていることが記されている。亦思弗罕、八頭黒商、火刺札、俺都淮も本紀と列伝の記載は異なる。

本紀に一度だけ記載され、その後記載されない国は洪武、永樂間入貢国に多い。洪武・永樂帝は即位に際し、或いは積極的な招致政策として、南海や西域に使節を派遣し諸国・諸異民族の朝貢を促している。⁽⁵⁾ 覧邦、闇婆、須麻達那、日羅夏治、合貓里、碟里、百花、刺泥、小葛蘭、急蘭丹、千里達、白葛達、沙哈魯、佐法兒⁽⁶⁾、阿難功德などはその招諭に対して応じたものと考えられる。

また、緬や曲先、罕東のように、列伝では西域や土司・土官のなかに入っているものもある。土司・土官の制は元代より受け継がれたものであるが、中国国内の異民族統治制度であった。⁽⁷⁾ 従って土司・土官となった緬や曲先、罕東は純粹の外国とは考えられていないことを示している。緬は列伝では雲南土司のなかに入っているが、本紀に記載される洪武27年に宣慰使司⁽⁸⁾が置かれ、以後朝貢絶えずと書かれているにも関わらず、本紀には以後記載されることはない。曲先と罕東の二衛が朝貢国として記載されるのは宣徳3年と5年のことであるが、列伝の記載を見ると、これらの部族には既に洪武の時に衛が設置されている。曲先衛は衛の設置後、しばしば入貢していたと列伝は伝えるが、洪熙の時に中国の使節を殺害し、出奔していたことが判明している。⁽⁹⁾ 宣徳帝がその罪を赦し、絶えていた朝貢が復活したのが宣徳3年のことであった。土司としての入貢であっても、宣徳帝にとっては記念すべき入貢であったため、本紀記載となったと推察される。罕東の場合も、曲先の追討に利用されるのを嫌がり、出奔していた部民の帰還を記念した朝貢と思われる所以、特に本紀に記載されたものと思われる。⁽¹⁰⁾

以上のように1回のみ記載される国〈土司〉も、①洪武・永樂の招致に応じて来朝したが、

その後は継続しなかったもの、②中国の土司・土官制のなかに組み込まれているものが偶々本紀に記載されたもの、③実際には1回以上入貢しているにも関わらず、本紀の記載もれの国があることがわかる。いずれにせよ、これらの国の朝貢は明代初期に集中している。

○第2グループ 10回未満朝貢国

276年間に朝貢が1回の国は35カ国と3分の1を超えていたが、これに10回未満の国を足すと69カ国になる。その内わけを本紀記載の入貢時期と列伝の記載とあわせて示すと

2回	• 南巫里	永楽9・14年 列伝 鄭和復往使 9年その王遣使貢方物 10年再貢 後不復至載
	• 婆羅	永樂4・5年 列伝 永樂4年其国東西2王並遣使朝貢 明年又貢
	• 馮嘉施蘭	永樂6・8年 列伝 永樂4年其酋來朝貢方物 6年其酋2人朝貢 8年復來貢
	• 刺撒	永樂19・21年 列伝 永樂14年遣使來貢 後3貢 宣德5年和往使 競不復貢
	• 祖法兒	永樂19・21年 列伝 永樂19年遣使偕阿丹・刺撒諸國入貢 21年貢使至 宣德8年遣使朝貢
	• 麻林	永樂13年進貢 永樂14年 列伝 永樂13年遣使貢麒麟 14年又貢方物
	• 不哇刺	永樂19・21年 列伝 永樂14年至21年 凡そ4貢 宣德5年和往使
	• 木骨都東	永樂19・21年 列伝 永樂14年遣使朝貢 後再入貢 21年貢使至 宣德5年和復頒詔其國
	• 西番	洪武16年 嘉靖43年 列伝 西番は即ち西羌（チベット）なり 族種最も多し
	• 哈梅里	洪武23・25年 列伝 24年遣使以馬互市 25年遣使貢馬
	• 撒里	洪武7・8年 列伝 有記載なし
3回	• 古麻刺朗	永樂18年国王來朝 永樂19・21年 列伝 永樂15年遣中官勅撫 18年王率妻子來朝貢方物 王至福建卒
	• 蘇祿	永樂18年西王來朝 永樂19・21年 列伝 永樂15年東王・西王・峒王妻浮海朝貢 18年西王遣使入貢 19年東王母遣王叔來朝 22年入貢 自後復至らず

	• 甘巴里	永樂13・19年 宣德8年 列伝 永樂6年鄭和使其地 13年遣使朝貢方物 19年再貢 宣德8年來貢
	• 溜山	永樂13・19・21年 列伝 永樂10年鄭和使其國 14年遣使來貢 自後3貢 宣德5年鄭和復使其國 後竟至らず
	• 失刺思	永樂13・17・21年 列伝 永樂11年入貢方物 13年朝貢 17年朝貢 21年遣使貢馬 宣德2年貢駝馬方物 嘉靖32年遣使貢馬
	• 加異祿	永樂19・21年 宣德8年 列伝 永樂6年遣鄭和詔諭 9年遣使貢方物 10年和再使其國 後凡3入貢 宣德8年遣使來貢
	• 尼八刺	洪武30年 永樂12・16年 列伝 洪武17年太祖命僧齋璽書 20年遣使入貢 23年再貢 永樂7年遣使來貢 12年遣使來貢 16年遣使來貢 宣德2年遣中官 自後貢使至らず
	• 火州	永樂3・7・13年 列伝 永樂5年遣使貢玉方物 7年來貢 11年來貢 13年遣使隨陳誠來好貢 正統13年復貢 後遂に絶つ
	• 于闐	永樂4・6・22年 列伝 永樂4年遣使來貢 18年偕諸國貢馬 20年貢美玉 22年貢運方物 万曆朝にいたりて亦間入貢
4回	• 彭亨	洪武11年 永樂9・12・14年 列伝 洪武11年遣使貢番奴及方物 永樂9年遣使入貢 12年入貢 14年与古里爪哇諸國偕貢
	• 朵甘	洪武11・14・20・27年 列伝 洪武2年太祖定陝西遣官齋詔招撫 6年入朝 帝喜置指揮使司2 曰朵甘曰烏斯藏
5回	• 阿魯	永樂5・9・16・18・20年 列伝 永樂9年遣使附古里諸國入貢 10年遣使入貢 19・21年再入貢 宣德5年鄭和使諸番 亦有賜 其後貢使至らず
	• 忽魯謨斯	永樂13・14・19・21年 宣德8年 列伝 永樂12年遣陪臣貢馬方物 自是凡4貢 宣德8年遣使來貢 緊後遂絶
	• 阿丹	永樂13・19・20・21年 宣德8年 列伝 永樂14年遣使貢方物 自是凡4貢 宣德8年遣使來貢 自後不復通使
6回	• 三仏齊	洪武4・6・7・8・10・11年 列伝 洪武3年太祖遣行人詔諭其國 4年遣使入貢 6年遣使朝貢7・8・

		10年入貢 時爪哇強・其国益衰 貢使遂絶
• 柯枝	永樂9・13・14・19・21年 宣德8年	
列伝	永樂元年遣中官齋詔撫諭其国 9年入貢 10年鄭和使其国 連2歳入貢 自後間歳入貢 宣德8年偕諸国來貢	
• 錫蘭山	永樂14・19年 永樂21年国王來朝 宣德8年 正統10年 天順3年	
• 列伝	永樂中手岩使西洋至其地 王遂屢入貢 宣德8年来貢 正統10年来貢 天順3年遣使來貢	
• 哈烈	永樂7・13・15・16・17年 宣德7年	
列伝	永樂6年遣伝安齋書幣往哈烈 7年遣使隨安朝貢 8年遣使朝貢 宣德2年来朝貢馬 正統3年来貢	
7回	• 南渤里	永樂10・13・14・16・17・19・21年
	列伝	永樂10年遣使附蘇門答刺使入貢 終成祖時比年入貢 宣德5年鄭和往嘉靖3・6・38・43年 万曆4・9・46年
	• 魯迷	
	列伝	嘉靖3年遣使貢獅子西牛 5年復以ニ物來貢 22年偕天方諸国貢馬方物 27年30年入貢
	• 別失八里	洪武24年 永樂2・4・5・9・11・15年
	列伝	洪武24年来朝貢馬・海青 永樂2年貢玉・名馬 4年夏・亞貴・冬明年夏4入貢 9年入貢 11年貢使至 宣德2年入貢 3年貢駝馬 正統元年遣使來朝 11年貢駝馬方物 景泰3年貢 成化元年礼官定西域朝貢期 自是朝貢遂稀
8回	• 古里	永樂3・7・9・13・14・19・21年 宣德8年
	列伝	永樂元年命中官奉詔撫諭其国 3年入朝貢方物 13年偕諸国入貢 14年又偕諸国入貢 17年偕滿刺加入17区に來貢 19年入貢 21年遣使1200人入貢 宣德8年入貢 自是不復至

このグループにおいても本紀記載の年数と列伝の記載が一致しないものが多い。2回の婆羅、馮嘉施蘭、刺撒、祖法兒、麻林、不哇刺、木骨都東、3回の古麻刺朗、蘇祿、甘巴里、溜山、4回の彭亨、5回の阿魯、忽魯謨斯、阿丹、6回の柯枝、錫蘭山、南渤里、8回の古里は永樂間に6回、宣德に1回行われた鄭和の西征と呼ばれる南海招致遠征に伴う使節と共に来貢したと考えられる。さらに3回の尼八兒、火州、于闐、4回の朶甘、哈烈、別失八里は、永樂間の西域招致の結果と言えるであろう。洪武間に6回朝貢し、その後消息を絶った三仏齊は、爪哇の属国となったことが列伝に述べられている。⁽¹¹⁾

このグループの特色としても永樂間の朝貢の記述が多く、永樂年間の積極招致政策の結果を示しているといえよう。以後朝貢至らずと記載される国が多いことから、永樂帝六回及び宣德帝1回の招致遠征の終焉とともに幕を閉じたと見るべきである。特に宣德帝の招致は実

り多きものではなかったといえる。

○第3 グループ 上位19カ国

上位19カ国の朝貢回数を以下に示す。

順位	国名	年数	会典記載場所	順位	国名	年数	会典記載場所
1	朝鮮	262年(朝貢1)		11	瓦剌	28年(朝貢3)	
2	琉球	164年(朝貢1)		12	滿刺加	26年(朝貢2)	
3	烏斯藏	86年(朝貢4)		13	日本	24年(朝貢1)	
4	安南・暹羅	76年(朝貢1)		14	蘇門答刺	19年(朝貢朝)	
6	占城	74年(朝貢1)		15	天方	16年(給賜3)	
7	哈密	72年(朝貢3)		16	真臘	13年(朝貢1)	
8	土魯番	52年(朝貢3)		17	榜加刺	11年(朝貢2)	
9	撒馬兒罕	45年(朝貢3)		18	浡泥	10年(朝貢1)	
10	爪哇	40年(朝貢1)		18	亦力把里	10年(なし)	

上記の国々は天方を除くほかは中国と冊封関係にあったことが判明している。冊封関係を結ぶことにより、異民族の長は定期的に中国に朝貢を行わなくてはならず、襲爵も必ず願い出て認めてもらわねばならなかつた。朝貢は定期的に行われるものであった。上記の国々の朝貢に関する取決めがどのようになつてゐたかを万曆版の『大明会典』によってみてみる。上記の括弧内は会典中に其の国の朝貢についての記載がある場所を示すものである。朝貢回数の多い国から検討すると

1 朝鮮国

洪武年間に高麗國から朝鮮國に代わっているのであるが、交替期にしばらく朝貢を絶たれた以外、ほとんど毎年中国に朝貢を行い、しかも毎年皇帝の誕生日、皇太子の誕生日、元旦等には必ず遣使朝貢を行つてゐる。

- ・洪武2年詔をして高麗國王に封じ、亀鈕の金印と誥命を賜つた
- ・洪武25年に李成桂が王氏に代わって、国号を更えることを請うてきたので詔をして朝鮮と号せしめた
- ・貢道は鴨綠江に由つて、遼陽・廣寧を経て山海關に入り京師にいたる
- ・貢物は金銀器皿 螺鈿の櫛箱 白綿紬 各色苧布 龍文簾席 各色細花席 豹皮 獵皮 黃毛筆 白綿紙 人參であり、その他種馬を3年ごとに50匹持つてくること

2 琉球国

琉球は276年間に164年朝貢を行つてゐるが、平均すると1.4年に1回ということになる。

当初三国に分立しており、山北、山南、中山の三国全てが朝貢していたが、永楽の後半には中山が統一を成し遂げている。⁽¹²⁾

- ・永楽以来、国王の嗣は皆冊封を請うこと
- ・2年に1度の貢期とし、入貢者は100人、多くも150人を超えないこと
- ・貢道は福建省の閩県に由ること
- ・貢物は馬 金銀酒海 瑪瑙 象牙 螺殻 海巴 擢子扇 泥金扇 生紅銅 錫 生熟夏布 牛皮 降香 速香 丁香 檀香 黄熟香 蘇木 烏木 胡椒 硫黃など

3 烏斯蔵

『会典』朝貢4西戎下烏斯蔵の項は「西番、古への吐番の地」とあり、以下のことが述べられている。

- ・烏斯蔵の番僧には闡教王、關化王、輔教王、贊善王がいて、番民を統化している
- ・その他にも護教王、大乘法王、大宝法王が存在する。これら七王に銀印を賜わり、毎年あるいは2年に一度朝貢せしめたが、成化17年に3年1貢としたこと
- ・闡教王、關化王、輔教王の遣使の勘合は四川布政司で比号し、贊善王の遣使の勘合は陝西布政司で比号すること
- ・入貢して中国に入るのは毎貢100人、多くても150人を超えないこと
- ・貢物は画仏 銅仏 銅塔 舍利 各色足力麻 各色鐵力麻 珊瑚 犀角 左鬢 毛縷 酥油 明盃 明甲 刀劍など

276年間中、86年にわたって朝貢に来ているが、上記の記述を見ても分かるように複数の王が封じられており、全体としての86回の朝貢である。

4 安南国

276年間に76年の朝貢であり、4年に1回の割合である。安南は中国とは地続きで、漢代から約1000年間中国の版図に入っており、唐代に到ってようやく独立を果たした国である。明代でも、永楽間に明朝に併合されているが、抵抗運動の結果、次の宣徳年間に独立を果たした。以後の朝貢は忠実に行っていたようである。

- ・祖訓に安南は3年1貢とある
- ・洪武2年に国王が遣使朝貢を行い請封してきたので安南国王に封じた
- ・嘉靖19年にも、臣下の篡奪があり、兵を発してこれを討ち都統使に任じた
- ・貢道は広西省の憑祥州に由る
- ・貢物は金銀器皿 犀角 象牙 白絹 薫衣香 降真香 沈香 速香 木香など

5 邊羅国

邊羅国も安南と同じく276年中76年の朝貢となるが、

- ・洪武10年に人を遣して、詔と印章を賜り封じた
- ・洪武16年に勘合冊を給付した
- ・永楽時に3年1貢とし、貢道は廣東とした

- ・象 象牙 犀角 孔雀尾 翠毛 亀筒 六足亀 宝石 珊瑚 金戒指 片脳 米脳
糠脳 檀香 速香 安息香 黄熟香 降真洪 乳香 薔薇水 各種布など

6 占城（チャンパ）

占城はベトナム中部に存在していた国で、17世紀にベトナムに併合された国である。

- ・洪武2年国王が遣使朝貢を行い、帝は詔して占城国王に封じ鍍金銀印を与えた
- ・洪武24年、臣下の篡奪があるので、関係を絶った
- ・永楽に諸国とともに來朝し、3年1貢とし、貢道を廣東とした
- ・貢物は象 象牙 犀 犀角 孔雀 孔雀尾 橘皮抹身香 薫衣香 奇南香 金銀香
檀香 烏木 蘇木 花梨木 蕪蔓番沙 紅印花布 白綿布 烏綿布など

7 哈密

哈密は現在の新疆回族自治区（東トルキスタン）にあるオアシス都市ハミである。『会典』にも述べられているように、西域の交通の要衝にあり、38の西域諸国がハミを経由して中国に朝貢しているとされる。

- ・西域諸番往来の要路である
- ・永楽2年元の孽安克帖目兒を忠順王に封じ、金印誥命を賜った
- ・成化元年毎年1貢としたが、嘉靖11年には5年1貢となった
- ・貢物は馬 駝 玉 速来蛮石 青金石 把咱石 金剛鑽 鉄器 諸禽皮等物

8 土魯番

土魯番も現在の新疆ウイグル自治区にあるオアシス都市トルファンである。

- ・宣徳5年に火州王と土魯番万戸及び柳陳城万戸が共に遣使貢馬・玉璞を行った
- ・成化9年ハミに侵入し、王母を略奪し、中国がハミに賜与した金印を奪った
- ・弘治にも近隣を侵したので、朝廷は貢を絶ったが、その後朝貢を許可した その後も反服が一定しなかった
- ・嘉靖2年以降5年1貢とした
- ・貢物は馬 駝 玉石 鑽鉄刀 鑽鉄鎌 各色靶小刀 金剛鑽 梧桐

9 撒馬兒罕

サマルカンドは唐代より知られる西トルキスタンのオアシス都市国家である。万曆に至るまで明代を通して朝貢を行っている。本紀の記載年数は46年である。

- ・洪武20年22年に遣使貢馬
- ・貢期は嘉靖2年に5年1貢と定めた
- ・貢物は馬 駝 玉石 阿思馬亦花珠 瑪瑙珠 水晶椀 珊瑚樹枝 鑽鉄刀 眼鏡 銀
鼠皮 鉄角皮など

10 爪哇

爪哇はが具体的には13世紀から16世紀までジャワ島を支配したマジャパイトと思われる。276年間に40年朝貢しているので平均して7年間に1度の朝貢であるが、成化2

(1466)年から万暦8(1560)年までの95年間の入貢は2回である。

- ・洪武5年遣使貢方物、14年にも来貢
- ・永楽2年遣使朝貢を行い印を靖うたので塗金銀印を賜った
- ・正統8年3年1貢を命じたが、後の朝貢は常ならず
- ・貢物は鸚鵡 孔雀 犀角 象牙 宝石 各種香料 その他

11 瓦刺

元朝モンゴル族のオイラート族である。朝貢年数は28年であり、平均して10年に1回であるが、その反服常ならずとあるように、関係が良好であった時の朝貢回数を示す。

- ・洪武の時、瓦刺酋の馬哈木を順寧王に封じたが叛服常ならず
- ・貢期はない
- ・毎年貢馬互市を万暦にいたるまで行っている

12 満刺加

満刺加はマレー半島のマラッカのことである。276年中26年入貢しているが、本紀には成化17(1481)年以降の記載がない。

- ・永楽3年に酋遣使朝貢したので印と誥を給して国王に封じた
- ・その後も屢朝貢をおこなっている
- ・貢道は廣東である
- ・貢物は犀角 象牙 瑪瑙珠 鶴頂 珊瑚樹 各種布 各種香 烏木 蘇木など

13 日本

日本は洪武帝の招諭を受け、入朝しているが、表文のないことを理由に洪武帝には受け入れられなかった。永楽帝の時に国王に封じられ、朝貢を続けたが嘉靖28(1549)年より朝貢を絶たれている。

- ・永楽初め朝貢してきたので亀鈕金印誥命を与えて日本国王に封じた
- ・勘合を100道を与え、10年1貢とした
- ・貢道は寧波とし、毎貢正副使ともに300人を過ぎないこと
- ・貢物は馬 兜 鎧 腰刀 槍 塗金装采屏風 各種漆器 蘇木 牛皮など

14 蘇門答刺

本紀に記載されるスマトラの入貢は永楽・宣徳年間に集中しており、後は成化16年のみである。10回未満の国と本質的には変わらない。

- ・永楽3年に酋長が遣使朝貢したので、国王に封じた
- ・貢期・貢道の記載なし
- ・貢物は馬 犀牛 龍涎 宝石 瑪瑙 水晶 石青 回回青 錫 硫黃など

15 天方

天方はアラビア半島のメッカのことである。16年の入貢となっているが、宣徳間に一度、弘治間に一度入貢している他は、正徳12年から嘉靖、万暦にかけて明代後半の入貢

となっている。

- ・宣德中に遣使朝貢をした
- ・嘉靖中に5年1貢とした
- ・列伝の西域伝に記載されているように朝貢は西域諸国に同道して陸路行っていた
- ・貢物は駝 馬 玉石 瑪瑙 鎖服 眼鏡 鉄角皮など

16 真臘

真臘は現在のベトナム南部からカンボジアにかけて存在していた。本紀記載の入貢は、13回であるが、洪武・永楽間に集中しており、あとに続かない。

- ・洪武4年に遣使貢方物し、6年にも来貢している
- ・貢道は広東であるが貢期は常ならず
- ・貢物は象 象牙 犀角 宝石 蘇木 胡椒 黄蠅など

17 榜加剌

榜加剌はベンガル湾沿いの国家である。本紀には明代11年間の記載を見るが、全て永楽から正徳にかけての入朝である。

- ・貢期・貢道の記載なし
- ・貢物は馬 馬鞍 青花白磁 犀角 各種香 烏木 胡椒など

18 淳泥

淳泥はボルネオ島のブルネイのことである。明代10回にわたって朝貢しているが、その10年は洪武と永楽年間に集中している。

- ・永楽3年に王を封じている
- ・貢期・貢道の記載なし
- ・貢物は五色の鸚鵡 孔雀 鶴頂 熊皮 亀筒 宝石 珍珠 金銀八宝器 西洋白布など

19 亦力把里

亦力把里は朝貢国としても給賜対象国としても『大明会典』のなかにその名が見えない。『明史』西域列伝2中の沙州衛の項に、サマルカンドとあい前後して入貢したと述べられるが、独立の項目にはなっていない。天山山脈北方のイリ地方の都市である。

以上明代の朝貢国の動向について本紀記載の史料を中心に見てきたが、紙数が尽きたので詳細は次にまわすとして以下のようにいえるのではないだろうか。

- (1) 87カ国中、永続的な朝貢国はさほど多くないこと。
- (2) 朝貢貿易を行っているといえる関係にあったのは凡そ18カ国であったが、これらの国が朝貢貿易圏を形成していたか否かは、これだけではわからない。
- (3) 冊封関係になくても、定期的に朝貢している国があること。
- (4) 列伝では外国と区別されている土司や西域諸国も本紀では朝貢国として同列に扱われ

る場合があること。

会典には給賜の項もあり、各国にどのようなものが回賜として渡されているか、対価を支払う項目などが示されている。このような情報も次回には提出し、更なる考察を行いたい。

註

- (1) 西嶋定生『古代東アジア世界と日本』岩波書店 2000
- (2) 浜下武志・川勝平太編『アジア交易健と日本工業化1500－1900』リブロート 1991
- (3) 諸橋轍次『大漢和辞典』大修館書店
- (4) 大隅晶子「研究資料：『明史』本紀記載明代朝貢年表」『大妻比較文化5』2004
- (5) 洪武・永楽期の朝貢については、大隅晶子「明代洪武期の朝貢について」「明代永楽期朝貢について」『MUSEUM』nos.371・398
- (6) 佐法児は祖法児とも表記され、ともにアラビア半島にズファールを指すが、ここでは両者を別国として採取している。
- (7)『アジア歴史事典』平凡社 1961 藤井宏「土司」
- (8) 宣慰使司は土司のなかで最高の司で長官は従三品であった。(『明史』職官志)
- (9)『明史』卷330列伝218西域2 曲先衛
- (10) 同上 署東衛
- (11)『明史』卷324列伝第212外国5
- (12)『明史』卷323列伝第211外国4